第5章 化学物質の環境リスクの評価・管理

第1節 化学物質の環境リスク評価

1 化学物質の環境中の残留実態の把握の推進

各種化学物質施策の規制・管理対象物質の選定や環境リスク評価に必要なばく露実態を把握することを目 的として、化学物質の一般環境中での実態調査を引き続き実施していきます。

2 化学物質の環境リスク評価の推進

化学物質の利用拡大に伴う環境問題に対して的確かつ迅速に対応するとともに、環境汚染の未然防止を図 るため、環境リスクの管理のための施策の基礎となる環境リスクの評価を行うための体制を整備し、推進し ます。特に生態リスクの初期評価において、定量的構造活性相関(QSAR)の活用を進めます。また、化学 物質の内分泌かく乱作用に関して、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応―EXTEND2010―」 に基づき、評価手法の確立と評価の実施を進めていきます。化学物質の複合影響に係る調査研究の実施及び 高感受性や高濃度ばく露集団への影響といった観点も有害性評価に含めた上での実施に向けて取り組みま す。さらに、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化学物質審 | 査規制法 | という。) に基づき、全ての工業用化学物質から優先評価化学物質を絞り込むためのスクリーニ ング評価及びそれに基づく優先評価化学物質についての環境リスク評価を引き続き円滑に実施するととも に、関係省の合同審議会において、進捗状況の確認及び進行管理を適切に行います。また、化学物質審査規 制法については、平成21年の法改正時の附則で施行後5年を経過した場合の見直しが規定されていること から、法施行の状況を踏まえつつ、関係省庁が緊密に連携し、必要に応じて今後同法の規定について検討し ます。

第2節 化学物質の環境リスクの管理

1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく取組

化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質について、引き続き事前審査等を行います。また、一般化学 物質等のスクリーニング評価を引き続き円滑に実施するとともに、優先評価化学物質について、必要に応じ て有害性情報の提出を求めること等により、環境リスク評価を着実に実施し、環境リスクが認められる場合 は第二種特定化学物質に指定するなど、我が国における化学物質対策をより一層推進します。

2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく取組

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に 基づく化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)については、地方公共団体と連携しつつ、届出データの 集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度 を引き続き円滑に運用していきます。また、届出・推計データの多面的利用の検討等を実施し、必要な措置 を講じます。

安全データシート(以下「SDS」という。)制度については、事業者が化学品の分類及び表示に関する世 界調和システム(以下「GHS」という。)に対応したSDSの適切な提供を行うよう、引き続き周知を図り ます。

3 ダイオキシン類問題への取組

(1) ダイオキシン法等に基づく対策

平成24年に変更した国の削減計画等に基づき、特定施設に対する規制措置の徹底等を図るとともに、環 境中のダイオキシン類の存在状況を常時的確に把握し、環境基準及び規制基準の設定・見直し等の的確な実 施を図るため、都道府県等が行う常時監視結果の取りまとめ・公表を引き続き行います。

一般国民が立ち入ることができ、かつ土壌環境基準を超過した地域に対し、対策地域の指定、対策計画の 策定等の必要な措置が早急に講じられるよう、都道府県等に助言します。また、対策計画に基づき都道府県 等が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策について、都道府県等が負担する経費への助 成を引き続き実施します。

このほか、臭素系ダイオキシン類についても、リスクの適正な把握に向け、その毒性やばく露実態に関す る知見の収集・整理を行います。さらに、大気、水質等の環境中濃度や、ダイオキシン類を排出する可能性 のある施設からの排出実態を把握します。

(2) その他の取組

ダイオキシン類の各種環境媒体や食物を通じたばく露等に関する最新の情報を収集し、ダイオキシン類対 策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。)に基づく耐容一日摂取量をは じめとした各種基準等に係る科学的知見の一層の充実を図ります。

排出インベントリの更新を行い、排出等の実態及び施策の効果を把握するとともに、必要に応じ、ダイオ キシン法に基づき適切な措置を講じていきます。

引き続きダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、測定に係る精度管理を推進するため、受注 資格審査を行います。また、ダイオキシン類の測定及び分析技術の向上を図るため、地方公共団体の公的検 査機関の技術者に対する研修を進めます。

環境、人体等におけるダイオキシン類の汚染状況等について、関係府省の連携の下で実態把握を行いま す。

ダイオキシン類の継続的な発生抑制のため、廃棄物等の減量化やリサイクル対策を推進するとともに、廃 棄物処理の適正な在り方について一層の充実を図るため、必要な措置を講じていきます。

国民に対して、ダイオキシン問題についての理解と協力を得るため、調査研究や技術開発の成果を公開す る等、関係府省が協力して各種取組を進めます。

4 農薬のリスク対策

農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬登録保留基準及び農薬を使用する者が遵守すべき基 準等について適宜設定等を行うとともに、必要な基礎的知見の集積を図り、農薬登録保留基準の充実に向け 更なる検討を進めます。特に水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準及び水質汚濁に係る農薬登録保 留基準について、引き続き個別農薬ごとの基準値の設定を行います。

また、農薬の適正かつ安全な使用の徹底を図るための取組を行っていきます。さらに、農薬による生態影

響に関する調査、農薬の環境中への残留実態調査、農薬の大気経由による影響に関する調査等の各種調査研 究を行います。

小児環境保健への取組 第3節

環境中の化学物質等が子供の健康に影響を与える環境要因を明らかにするため、3年間で全国で10万組 の親子の参加を募り、子供が13歳に達するまで追跡する大規模かつ長期の出生コホート調査「子どもの健 康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」を、平成22年度から開始しています。平成27年度において は、追跡調査(質問票調査)を本格化させるとともに、これまでに採取した生体試料の化学分析を引き続き 実施します。また、平成 26 年度から開始した詳細調査(全国調査 10 万人の中から抽出された 5,000 人程度 を対象とした調査)のうち、環境試料採取を引き続き実施するとともに、平成27年度から医師による健康 調査、精神発達調査、生体試料採取を開始します。調査の実施に当たっては、参加者への積極的な情報提供 に努め、学会や産業界とも連携・協力していくこととしています。また、10万組の規模の同様の疫学調査 がデンマーク、ノルウェー等でも計画されており、これら諸外国の調査や国際機関等とも連携していくこと としています。

化学物質に関するリスクコミュニケーション 第4節

化学物質やその環境リスクに関する市民、産業、行政等関係者の共通の理解を促進するリスクコミュニ ケーションの推進を図るため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」及び「化学物質ファク トシート」の作成、環境省ウェブサイトによるこれらの内容の公表や、内分泌かく乱作用、PRTRデータ等 に関する最新情報の提供及びe-ラーニング機能の提供等を通じ、化学物質の環境リスクやリスクコミュニ ケーションに関する情報の整備に努めます。また、化学物質アドバイザー派遣事業の充実を図ります。さら に、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により意見交換を行い合意形成を目指す場と して「化学物質と環境に関する政策対話」を開催します。

第5節 国際的動向と日本の取組

国際協定等の動向

平成18年2月に採択された国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(以下「ŚAICM」という。) に沿って策定された、SAICM国内実施計画等に基づき、包括的な化学物質対策の確立と推進に向けて引き 続き取組を進めていきます。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)については、改定した国内実施計画に基 づき、新たに条約の対象物質として追加された物質も含め、必要な措置を着実に講ずるとともに、東アジア POPs モニタリングプロジェクトを通じ、アジア地域の国々と連携を図り、環境モニタリングを実施すると ともに、残留性有機汚染物質(POPs)モニタリング能力の強化に向けた取組を進めていきます。また、国 際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関す

るロッテルダム条約(PIC条約)については、引き続き着実に履行します。GHSについては、利用促進及 び普及啓発を図ります。国連環境計画(以下「UNEP」という。)等において地球規模での汚染防止対策の 必要性が検討されている水銀、鉛、カドミウム等の有害金属については、引き続き、環境モニタリング等の 調査研究を進めます。

経済協力開発機構(以下「OECD」という。)において、我が国は化学品委員会及び化学品・農薬・バイ オ技術作業部会合同部会(JM)や、同合同部会の下での環境保健安全プログラムへの参加を通じ、化学物 質安全性試験手法の開発を推進するとともに、工業ナノ材料作業部会の活動にも積極的に参加するなど、 OECDの化学品分野における活動に積極的に参画・貢献します。また、欧州連合(EU)において段階的に 施行されているREACH(化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則)をはじめ、アジア地域を含 む諸外国の化学物質規制に関する情報を収集し、国民や産業界等に向けて発信します。

2 水銀に関する水俣条約

中央環境審議会からの答申を踏まえ、我が国の水俣条約の早期締結に向けて国内法令を整備するととも に、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策を実施すべく、各府省が連携し取組を進めていきます。また、 途上国の条約締結支援や我が国の優れた水銀対策技術の国際展開等を通じて、世界の水銀対策をリードしま す。さらに、環境中の水銀モニタリングなどの調査研究を引き続き進めます。自主的な水銀放出削減を推進 する国際的な取組であるUNEP水銀パートナーシップについても、我が国は、引き続き廃棄物管理分野の 取りまとめ役として議論を牽引し、廃棄物からの水銀放出管理に関する優良事例集の策定の主導をするな ど、国際的な水銀対策の推進に貢献します。

3 アジア地域との連携

「日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアローグ」を定期的に開催する等、日中韓三か国におけ る化学物質管理の連携・協力を推進します。

第6節 国内における毒ガス弾等に係る対策

茨城県神栖市の事案については、引き続きジフェニルアルシン酸(有機ヒ素化合物)にばく露された方の 症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資することを目的とし、緊急措置事業及び健康 影響についての調査研究を実施するとともに、地下水汚染状況を監視することで、ジフェニルアルシン酸に よる健康影響の発生を未然に防止します。

神奈川県寒川町、平塚市、千葉県習志野市及び千葉市の各事案については、引き続き、土地改変時におけ る毒ガス弾等による被害を未然に防止するための施策を実施します。また、平塚市については、同施策に加 えて地下水モニタリングも引き続き実施し適切な環境管理を行います。

環境省毒ガス情報センターにおいては、関係省庁及び地方公共団体の協力を得ながら、継続的に情報収集 を行い、集約した情報や一般的な留意事項をパンフレットやウェブサイト (http://www.env.go.jp/ chemi/gas_inform/) 等を通じて周知を図ります。